

全国農業共済組合連合会事業規程の変更

1. 変更理由

- (1) 収入保険の更なる信頼確保に向けた取組強化の一環として、事故発生通知及び営農計画の変更の通知を適切に行うことを徹底するため、保険期間内にこれらの通知がなされなかった場合の保険金及び特約補填金（以下「保険金等」という。）の免責について具体的な方法を定める。
- (2) 令和3年から措置されていた収入保険と野菜価格安定対策事業の同時利用の特例について、令和7年12月31日をもって適用が終了したことから、同特例に係る規定を削る。

2. 変更要旨

- (1) 現行では、被保険者が事故発生通知や営農計画の変更の通知を怠った場合には、保険金等の全部又は一部につき、その支払いの責任を免れることができる旨規定されているが、その具体的な方法として、新たに、被保険者から保険金等の支払請求があった際に、保険期間内に事故発生通知や営農計画の変更の通知がなされていたかどうかを確認すること、並びにこれらの通知がなされていなかった場合の保険金等の計算方法として、
 - ① 保険期間内に事故発生通知がなされていなかった主たる対象農産物等については、当該対象農産物等の収入減少金額を農業収入金額に加算して保険金等を計算すること、
 - ② 実際の営農計画が保険期間終了時点の営農計画と異なるにも関わらず、保険期間内に営農計画の変更の通知がなされていなかった場合であって、実際の営農計画に基づく基準収入が保険期間終了時点の基準収入より小さい場合、それぞれの基準収入に基づく保険金等の差額を免責額とすることなどについて定める。

さらに、連続する保険期間において、必要な事故発生通知や営農計画の変更の通知がなされていなかった場合の措置を定める。
- (2) 収入保険と野菜価格安定対策事業の同時利用の特例に係る第4条（保険資格者）、第19条（保険金及び特約補填金の支払額）、第21条（加入申請）、第31条（保険金及び特約補填金の請求等）、第33条（貸付対象者等）及び附則の関連規定を削除する。
- (3) その他所要の規定の整理を行う。

3. 変更内容

別添の「全国農業共済組合連合会事業規程変更 新旧対照表」のとおり。

4. 適用時期等

この規程の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日から施行し、令和8年1月1日以降に保険期間が開始する保険契約から適用する。

全国農業共済組合連合会事業規程変更 新旧対照表

変 更 後	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、全国農業共済組合連合会（以下「全国連合会」といいます。）が農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」といいます。）、<u>農業保険法施行令</u>（平成29年政令第263号。以下「令」といいます。）、<u>農業保険法施行規則</u>（平成29年農林水産省令第63号。以下「規則」といいます。）等に基づいて行う農業経営収入保険事業並びに任意共済に係る再保険事業及び保険事業に関し必要な事項を定めるものとします。 2 (略) 第2章 農業経営収入保険事業 第1節 通則 (保険資格者) 第4条 (略) (1)～(3) (略) (4) 保険期間において、次に掲げる事業（以下「類似制度」といいます。）を利用していないこと。 ただし、①のウの(ア)に掲げる家畜について、規則第183条に規定する期間において当該家畜として販売したことがなく、かつ、保険期間において当該家畜として販売しない者については、当該家畜を共済目的とする①のウに掲げる死亡廃用共済を利用することができるものとします。	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、全国農業共済組合連合会（以下「全国連合会」といいます。）が農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」といいます。）、<u>同法施行令</u>（平成29年政令第263号。以下「令」といいます。）、<u>同法施行規則</u>（平成29年農林水産省令第63号。以下「規則」といいます。）等に基づいて行う農業経営収入保険事業並びに任意共済に係る再保険事業及び保険事業に関し必要な事項を定めるものとします。 2 (略) 第2章 農業経営収入保険事業 第1節 通則 (保険資格者) 第4条 (略) (1)～(3) (略) (4) 保険期間において、次に掲げる事業（以下「類似制度」といいます。）を利用していないこと。 ただし、①のウの(ア)に掲げる家畜について、規則第183条に規定する期間において当該家畜として販売したことがなく、かつ、保険期間において当該家畜として販売しない者については、当該家畜を共済目的とする①のウに掲げる死亡廃用共済を利用することができるものとします。<u>また、収入保険の加入申請をしたことがない者（加入申請の承諾を受けたことがない者を含みます。）が加入申請を行う場合に成</u>

① （略） ② 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）に基づく次に掲げる事業（同事業に係る交付金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合は除きます。） ア～エ （略） ③～⑤ （略） 2 （略） <u>（1）</u> （略） <u>（2）</u> （略） <u>（3）</u> 新たに事業を開始した年（法人にあっては、事業年度。）の農業収入金額が0円である場合又は新たに事業を開始した年のうち事業に従事した期間（法人にあっては、新たに事業を開始した事業年度の期間）が1年に満たない場合に、保険資格者（前年の収入保険に加入していない者に限ります。）が、その年（又は事業年度）以外の青色申告書を提出した年の農業収入金額を用いて第10条の基準収入金額を算定する旨の申出をしたときは、当該新たに事業を開始した年<u>（又は事業年度）</u> （補填対象金額）	<u>立する保険関係（以下「初年の保険関係」といいます。）の保険期間（令和6年12月31日までの間に開始するものに限ります。）及び初年の保険関係に引き続いて加入申請を行う場合に成立する保険関係（初年の保険関係の保険期間において②に掲げる事業を利用した場合に限ります。）の保険期間については、②に掲げる事業を利用することができるものとします（以下「野菜価格安定対策事業の同時利用の特例」といいます。）。</u> ① （略） ② 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）に基づく次に掲げる事業（同事業に係る交付金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合は除きます。）<u>（以下「野菜価格安定対策事業（価格低下を補填する事業）」といいます。）</u> ア～エ （略） ③～⑤ （略） 2 （略） <u>①</u> （略） <u>②</u> （略） <u>③</u> 新たに事業を開始した年（法人にあっては、事業年度）の農業収入金額が0円である場合又は新たに事業を開始した年のうち事業に従事した期間（法人にあっては、新たに事業を開始した事業年度の期間）が1年に満たない場合に、保険資格者（前年の収入保険に加入していない者に限ります。）が、その年（又は事業年度）以外の青色申告書を提出した年の農業収入金額を用いて第10条の基準収入金額を算定する旨の申出をしたときは、当該新たに事業を開始した年 （補填対象金額）
--	--

第7条 （略） 2 積立方式の支払率は、保険資格者が90%、80%、70%、60%、50%、40%、30%、20%又は10%から選択するものとします。ただし、前条第2項で選択した保険方式の支払率を超えない割合とします。 3・4 （略） （農業収入金額） 第9条 （略） 2 （略） <u>（1）</u> 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に基づく甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金、畜産経営の安定に関する法律に基づく生産者補給交付金又は生産者補給金及び集送乳調整金、担い手経営安定法第3条第1項各号の交付金（以下「数量払」と総称します。） <u>（2）</u> （略） （基準収入金額） 第10条 （略） 2 （略） 3 保険資格者は、経営面積の拡大等により、見込農業収入金額が過去の平均収入を上回る場合は、基準収入金額の算定方法の特例を適用することを申し出ることができます。この場合には、全国連合会は、第1項の規定にかかわらず、別紙1の「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」の1の（1）及び（2）並びに同2の（1）及び（2）に基づき算定した金額を基準収入金額として定めるものとします。 4 保険資格者は、青色申告提出年のいずれかにおいて気象災害によって保険資格者の対象農産物等が甚大な被害を受けた場合は、基準収入金額	第7条 （略） 2 積立方式の支払率は、保険資格者が90%、80%、70%、60%、50%、40%、30%、20%又は10%から選択するものとします。ただし、前条で選択した保険方式の支払率を超えない割合とします。 3・4 （略） （農業収入金額） 第9条 （略） 2 （略） ① 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に基づく甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金、畜産経営の安定に関する法律<u>（昭和36年法律第183号）</u>に基づく生産者補給交付金又は生産者補給金及び集送乳調整金、担い手経営安定法第3条第1項各号の交付金（以下「数量払」と総称します。） ② （略） （基準収入金額） 第10条 （略） 2 （略） 3 保険資格者は、経営面積の拡大等により、見込農業収入金額が過去の平均収入を上回る場合は、基準収入金額の算定方法の特例を適用することを申し出ることができます。この場合には、全国連合会は、第1項の規定にかかわらず、別紙の「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」の1の（1）及び（2）並びに同2の（1）及び（2）に基づき算定した金額を基準収入金額として定めるものとします。 4 保険資格者は、青色申告提出年のいずれかにおいて気象災害によって保険資格者の対象農産物等が甚大な被害を受けた場合は、基準収入金額
--	---

の算定方法の特例を適用することを申し出ることができます。この場合には、別紙1の「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」の1の（3）及び同2の（3）に基づき算定した金額を保険資格者の実績農業収入金額として基準収入金額を算定するものとします。

（被保険者の遵守すべき事項）

第15条 （略）

（1） （略）

① 農作業日誌

保険期間の営農計画（第21条第3項第1号に規定するものをいいます。以下同じ。）における対象農産物等の種類ごとに、作付け、施肥、防除、収穫等（畜産物の場合は、種付け、分娩、素畜の導入、給餌、投薬、出荷等）の作業の年月日、内容

②・③ （略）

（2）・（3） （略）

（4）被保険者は、全国連合会から調査及び収入保険の実施に関して必要な資料の要求があった場合は、それに協力すること。

（保険金及び特約補填金の支払額）

第19条 全国連合会は、被保険者の保険期間中の農業収入金額が保険限度額に達しない場合に、次の式によって算定される保険金を支払います。

保険金＝（保険限度額－保険期間中の農業収入金額）×保険方式の支払率

※ （略）

（削る。）

の算定方法の特例を適用することを申し出ることができます。この場合には、別紙の「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」の1の（3）及び同2の（3）に基づき算定した金額を保険資格者の実績農業収入金額として基準収入金額を算定するものとします

（被保険者の遵守すべき事項）

第15条 （略）

（1） （略）

① 農作業日誌

保険期間の営農計画（第21条第3項に規定するものをいいます。以下同じ。）における対象農産物等の種類ごとに、作付け、施肥、防除、収穫等（畜産物の場合は、種付け、分娩、素畜の導入、給餌、投薬、出荷等）の作業の年月日、内容

②・③ （略）

（2）・（3） （略）

（4）被保険者は、全国連合会から第18条に規定する調査及び収入保険の実施に関して必要な資料の要求があった場合は、それに協力すること。

（保険金及び特約補填金の支払額）

第19条 全国連合会は、被保険者の保険期間中の農業収入金額が保険限度額に達しない場合に、次の式によって算定される保険金を支払います。

保険金＝（保険限度額－保険期間中の農業収入金額）×保険方式の支払率

※ 1 （略）

※ 2 保険期間中の農業収入金額には、第9条に規定する農業収入金額のほか、野菜価格安定対策事業の同時利用の特例の適用を受け

	<u>、野菜価格安定対策事業（価格低下を補填する事業）の交付金を 受け取った場合におけるその金額（農業者が自ら積み立てた金額 として交付された金額は除きます。）を対象農産物等に係る販売 金額に含めます。</u>
2 （略） 3 保険期間中の農業収入金額の減少を補填するための賠償金その他の金銭の給付（以下「賠償金等」といいます。）が既に支払われている場合において、次の式によって算定される金額が0より大きいときは、当該金額を、前2項で算定された保険金及び特約補填金の合計額から差し引いて支払うものとします。 賠償金等の金額－（基準収入金額－（保険期間中の農業収入金額＋第1項で算定された保険金＋<u>前項</u>で算定された特約補填金）） （保険金及び特約補填金の支払の免責） 第20条 （略） （1） （略） （2）被保険者が正当な理由がないのに第25条<u>第1項</u>第1号①イ(i)の規定による第2回目以降の分割保険料の支払<u>又は同号②の規定による保険料の差額分の支払</u>（第28条<u>第6項</u>の規定において準用する場合を含みます。）を遅滞したとき。 （3）～（5） （略） （6）被保険者が、第29条<u>第1項及び第2項</u>に規定する事故発生通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。 （7）～（9） （略） 第2節 保険契約の締結	2 （略） 3 保険期間中の農業収入金額の減少を補填するための賠償金その他の金銭の給付（以下「賠償金等」といいます。）が既に支払われている場合において、次の式によって算定される金額が0より大きいときは、当該金額を、前2項で算定された保険金及び特約補填金の合計額から差し引いて支払うものとします。 賠償金等の金額－（基準収入金額－（保険期間中の農業収入金額＋第1項で算定された保険金＋<u>第2項</u>で算定された特約補填金）） （保険金及び特約補填金の支払の免責） 第20条 （略） （1） （略） （2）被保険者が正当な理由がないのに第25条第1号①イ(i)の規定による第2回目以降の分割保険料の支払（第28条<u>第5項</u>の規定において準用する場合を含みます。）を遅滞したとき。 （3）～（5） （略） （6）被保険者が、第29条に規定する事故発生通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。 （7）～（9） （略） 第2節 保険契約の締結

(加入申請)

第21条 (略)

2 (略)

(1) ～ (8) (略)

(削る。)

3 (略)

(1) (略)

①～③ (略)

④ 第10条第3項及び第4項の規定により、基準収入金額の算定方法の特例の適用を申し出る場合は、農産物等（蜂及びはちみつを除きます。）に係る保険期間開始日の属する年の前年までの5年間（別紙1の「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」の1の（1）の規模拡大特例の適用を申し出る場合であって、農業経営を行った期間（営農不能年を含みます。）が5年間に満たないときは、その行った期間とし、別紙1の「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」の1の（3）の気象災害特例の適用を申し出る場合であって、青色申告提出年が5年に満たないときは、当該青色申告提出年とします。）及び保険期間の各年末現在の経営面積

(2) (略)

①～④ (略)

⑤ 数量払の対象となっている対象農産物等に係る保険期間の見込収穫数量又は見込出荷数量及び保険期間の属する年の見込数量払単価（担い手経営安定法に基づく交付金にあつては、数量払の対象となっている対象農産物等に係る保険期間の栽培面積及び保険期間の属する年の同法第3条第1項第1号の交付単価を含みます。）

(加入申請)

第21条 (略)

2 (略)

(1) ～ (8) (略)

(9) 野菜価格安定対策事業（価格低下を補填する事業）の同時利用の特

例の適用の有無

3 (略)

(1) (略)

①～③ (略)

④ 第10条第3項及び第4項の規定により、基準収入金額の算定方法の特例の適用を申し出る場合は、農産物等（蜂及びはちみつを除きます。）に係る保険期間開始日の属する年の前年までの5年間（別紙「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」の1の（1）の規模拡大特例の適用を申し出る場合であって、農業経営を行った期間（営農不能年を含みます。）が5年間に満たないときは、その行った期間とし、別紙「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」の1の（3）の気象災害特例の適用を申し出る場合であって、青色申告提出年が5年に満たないときは、当該青色申告提出年とします。）及び保険期間の各年末現在の経営面積

(2) (略)

①～④ (略)

⑤ 数量払の対象となっている対象農産物等に係る保険期間の見込収穫数量又は見込出荷数量及び保険期間の属する年の見込数量払単価（担い手経営安定法に基づく交付金にあつては、数量払の対象となっている対象農産物等に係る保険期間の栽培面積及び保険期間の属する年の担い手経営安定法第3条第1項第1号の交付単価を含みま

⑥～⑪ (略)
(3) (略)

(自動継続特約)
第21条の2 (略)

2～4 (略)

5 保険資格者は、第1項から前項までの規定により収入保険の保険契約を締結する場合にあっては、前条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類については提出を要しないものとし、それぞれの保険期間に係る同項第3号①及び③に掲げる書類については、当該保険期間の前年に係る青色申告書を提出した後、税務申告の期限の日から1月以内に提出するものとします。ただし、それぞれの保険期間において税務申告をするまでに保険事故が発生した場合にあっては、同項第3号①に掲げる書類について、第29条第1項及び第2項の規定による通知と同時に提出するものとします。なお、前条第1項第3号①に掲げる書類の提出前にあっては、保険期間の前年と同様の営農計画が提出されたものとみなし、営農計画は、第24条第2項の基準収入金額の算定日に確定させるものとします。

6 (略)

(1) (略)

(2) 前条第2項第3号③、第6号及び第8号に掲げる事項保険期間の前年に係る青色申告書を提出した後、税務申告の期限の日から1月を経過する日

ただし、次条第4号ただし書②の申し出をする場合は、前条第2項第6号に掲げる事項について、保険期間の開始前に提出するものとします。

7 第1項から第4項までの規定により収入保険の保険契約を締結する場合にあっては、

す。)

⑥～⑪ (略)
(3) (略)

(自動継続特約)
第21条の2 (略)

2～4 (略)

5 保険資格者は、第1項から前項までの規定により収入保険の保険契約を締結する場合にあっては、前条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類については提出を要しないものとし、それぞれの保険期間に係る同項第3号①及び③に掲げる書類については、当該保険期間の前年に係る青色申告書を提出した後、税務申告の期限の日から1月以内に提出するものとします。ただし、それぞれの保険期間において税務申告をするまでに保険事故が発生した場合にあっては、同項第3号①に掲げる書類について、第29条の規定による通知と同時に提出するものとします。なお、前条第1項第3号①に掲げる書類の提出前にあっては、保険期間の前年と同様の営農計画が提出されたものとみなし、営農計画は、第24条第2項の基準収入金額の算定日に確定させるものとします。

6 (略)

(1) (略)

(2) 前条第2項第3号③、第6号及び第8号に掲げる事項保険期間の前年に係る青色申告書を提出した後、税務申告の期限の日から1月を経過する日

ただし、第22条第4号ただし書②の申し出をする場合は、前条第2項第6号に掲げる事項について、保険期間の開始前に提出するものとします。

7 第1項から第4項までの規定により保険契約を締結する場合にあっては、

合にあっては、当該保険契約に係る保険期間の開始日の属する月の前々月の末日を加入申請日とみなすものとします。

（加入申請の承諾及び保険契約の締結）

第22条 （略）

（１）保険資格者が、第42条第１項第２号の規定により収入保険の保険契約を解除されたことのある者であること（第28条第３項又は第29条第３項の規定により保険契約を解除されたことがある者を除きます。）

。

（２）保険資格者が、第42条第１項第３号の規定により収入保険の保険契約を解除されたことのある者であること（第25条第１項第１号①アの規定による保険料の支払を遅滞して保険契約を解除された場合、同条①イ（ア）の規定による第１回目の分割保険料の支払を遅滞して保険契約を解除された場合、及び同項第３号の規定による事務費の支払を遅滞して保険契約を解除された場合について、加入申請に係る保険契約の保険期間開始日が、解除された保険契約の保険期間の終了の日（以下「保険期間終了日」）といいます。）から起算して３年を経過している場合又は不払となっていた保険料及び事務費の全額を全国連合会に支払った場合を除きます。）。

（３）～（８） （略）

（基準収入金額等の算定、保険証書の送付並びに保険料及び積立金決定通知書の送付）

第24条 被保険者は、保険期間開始日の属する年の前年における実績農業収入金額及び見込農業収入金額を申告する書面等の提出の際に、次に掲げる内容について選択するものとします（第３号については保険期間開始日の属する年の前年の保険契約に係る特約補填金の支払を受ける被保険者に限ります。）。

は、当該保険契約に係る保険期間の開始日の属する月の前々月の末日を加入申請日とみなすものとします。

（加入申請の承諾及び保険契約の締結）

第22条 （略）

（１）保険資格者が、第42条第１項第２号の規定により収入保険の保険契約を解除されたことのある者であること。

（２）保険資格者が、第42条第１項第３号の規定により収入保険の保険契約を解除されたことのある者であること（第25条第１号①アの規定による保険料の支払を遅滞して保険契約を解除された場合、同条第１号①イの規定による第１回目の分割保険料の支払を遅滞して保険契約を解除された場合、同条第３号の規定による事務費の支払を遅滞して保険契約を解除された場合、加入申請に係る保険契約の保険期間開始日が、解除された保険契約の保険期間の終了の日（以下「保険期間終了日」）といいます。）から起算して３年を経過している場合並びに不払となっていた保険料及び事務費の全額を全国連合会に支払った場合を除きます。）。

（３）～（８） （略）

（基準収入金額等の算定、保険証書の送付並びに保険料及び積立金決定通知書の送付）

第24条 被保険者は、保険期間開始日の属する年の前年における実績農業収入金額及び見込農業収入金額を申告する書面等の提出の際に、次に掲げる内容について選択するものとします（（３）については保険期間開始日の属する年の前年の保険契約に係る特約補填金の支払を受ける被保険者に限ります。）。

(1) <u>別紙1の「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」に基づく基準収入金額の算定方法の特例の適用の申出の有無</u> (2)～(3) (略) 2～5 (略) (保険料、積立金及び事務費の支払) 第25条 被保険者は、保険料、積立金及び事務費について、次にそれぞれ掲げる支払期限までにそれぞれ掲げる支払額を、全国連合会に支払わなければなりません。この場合において、支払の手続を行った日を支払日とみなします。なお、全国連合会は、大規模な自然災害等が発生した場合において、被災地域内に住所を有する被保険者に係る保険料、積立金及び事務費の支払期限について、延長する<u>ことがあります</u>。 (1) (略) ① (略) ア (略) イ (略) (ア) (略) (イ) 第2回目以降の支払 支払期限 各分割支払月の末日（ただし、最後の支払にあつては、保険期間開始日の属する月の1日から起算して8月を経過する日の属する月までの範囲内で、保険資格者が選択した最終支払月の末日（保険期間開始日がその属する月の2日以降の場合であつて、当該最終支払月が保険期間開始日の属する月から起算して8月後であるときは、保険期間開始日から起算して8月を経過する日）。以下同じ。） 支払額 (保険料等算定基礎金額×加入申請時の保険方式の補	(1) 基準収入金額の算定方法の特例の適用の申出の有無 (2)～(3) (略) 2～5 (略) (保険料、積立金及び事務費の支払) 第25条 被保険者は、保険料、積立金及び事務費について、次にそれぞれ掲げる支払期限までにそれぞれ掲げる支払額を、全国連合会に支払わなければなりません。この場合において、支払の手続を行った日を支払日とみなします。なお、全国連合会は、大規模な自然災害等が発生した場合において、被災地域内に住所を有する被保険者に係る保険料、積立金及び事務費の支払期限について、延長する<u>場合があります</u>。 (1) (略) ① (略) ア (略) イ (略) (ア) (略) (イ) 第2回目以降の支払 支払期限 各分割支払月の末日（ただし、最後の支払にあつては、保険期間開始日の属する月の1日から起算して8月を経過する日の属する月までの範囲内で、保険資格者が選択した最終支払月の末日（保険期間開始日がその属する月の2日以降の場合であつて、当該最終支払月が保険期間開始日の属する月から起算して8月後であるときは、保険期間開始日から起算して8月を経過する日）。以下同じ。） 支払額 (保険料等算定基礎金額×加入申請時の保険方式の補
--	--

償限度×加入申請時の保険方式の支払率×保険料率)
で算定される金額から(ア)の支払額を差し引いて得た金
額の範囲内において、全国連合会が提示する支払額の
中から保険資格者が選択した金額

※ 保険料等算定基礎金額とは、次に掲げる方法のうち、保険
資格者が選択した方法により算定した金額をいいます。

(i) (略)

(ii) (略)

(iii) (略)

② (略)

(2)・(3) (略)

2 (略)

(保険料等の督促)

第26条 (略)

(1) 前条第1項第1号①イに規定する分割支払に係る分割保険料を被保
険者が支払う場合において、被保険者が第2回目以降の支払の支払期
限が経過してもなお当該期限までに支払うべき分割保険料を支払わな
いとき。

(2) 前条第1項第1号②(第28条第6項において準用する場合を含みま
す。)に規定する保険料の差額分を被保険者が支払う場合において、
被保険者が当該支払の支払期限が経過してもなお当該期限までに支払
うべき保険料を支払わないとき。

(3) 前条第1項第3号②(第28条第6項において準用する場合を含みま
す。)に規定する事務費の差額分を被保険者が支払う場合において、
被保険者が当該支払の支払期限が経過してもなお当該期限までに支払
うべき事務費を支払わないとき。

償限度×加入申請時の保険方式の支払率×保険料率)
で算定される金額から(ア)の支払額を差し引いて得た金
額の範囲内において、全国連合会が提示する支払額の
中から保険資格者が選択した金額

※ 保険料等算定基礎金額とは、次に掲げる方法のうち、保険
資格者が選択した方法により算定した金額をいいます。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

② (略)

(2)・(3) (略)

2 (略)

(保険料等の督促)

第26条 (略)

(1) 前条に規定する分割支払に係る分割保険料を被保険者が支払う場合
において、被保険者が第2回目以降の支払の支払期限が経過してもな
お当該期限までに支払うべき分割保険料を支払わないとき。

(2) 前条(第28条第5項において準用する場合を含みます。)に規定す
る保険料の差額分を被保険者が支払う場合において、被保険者が当該
支払の支払期限が経過してもなお当該期限までに支払うべき保険料を
支払わないとき。

(3) 前条(第28条第5項において準用する場合を含みます。)に規定す
る事務費の差額分を被保険者が支払う場合において、被保険者が当該
支払の支払期限が経過してもなお当該期限までに支払うべき事務費を
支払わないとき

第3節 営農計画の変更

（営農計画の変更、営農計画の変更に伴う基準収入金額等の変更及び保険料等の追加 支払・返還）

第28条 （略）

2 被保険者は、前項の営農計画の変更により新たに基準収入金額の算定方法の特例（別紙1の「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」の1の（1）の規模拡大特例に限ります。）の要件を満たすこととなったときは、同項の通知の際に、当該特例の適用の申出をすることができます。

3 全国連合会は、被保険者が連続する3年の保険期間の各期間において、保険期間内に営農計画の変更の通知又は第29条第1項及び第2項に規定する事故発生の通知を怠っていた場合、営農計画の変更の通知又は事故発生の通知を怠った3年目の保険期間の終了日の翌日から保険期間が開始する保険契約について、第42条第1項第2号④の規定に基づき保険契約を解除します。

4・5 （略）

6 第4項の規定により保険料、積立金又は事務費が変更された場合については、第25条第1項第1号②、第2号②及び第3号②並びに同条第2項の規定を準用します。

第4節 事故発生等の通知

（事故発生通知）

第29条 被保険者は、対象農産物等の種類ごとの農業収入金額が保険期間の見込農業収入金額の9割を下回ることが見込まれる事由（価格低下及び為替変動を除く対象農産物等の農業収入金額の減少に関するもの）に限ります。以下「通知対象事故」といいます。）が生じた場合には、遅滞

第3節 営農計画の変更

（営農計画の変更、営農計画の変更に伴う基準収入金額等の変更及び保険料等の追加 支払・返還）

第28条 （略）

2 被保険者は、前項の営農計画の変更により新たに基準収入金額の算定方法の特例（別紙の規模拡大特例に限ります。）の要件を満たすこととなったときは、同項の通知の際に、当該特例の適用の申出をすることができます。

（新設）

3・4 （略）

5 第3項の規定により保険料、積立金又は事務費が変更された場合については、第25条第1項第1号②、第2号②及び第3号②並びに同条第2項の規定を準用します。

第4節 事故発生等の通知

（事故発生通知）

第29条 被保険者は、対象農産物等の種類ごとの農業収入金額が保険期間の見込農業収入金額の9割を下回ることが見込まれる事由（対象農産物等の収穫量若しくは出荷量の減少又は品質の低下その他農業収入金額の減少に関するもの）に限ります。以下「通知対象事故」といいます。）が

なく、次に掲げる事項を全国連合会に通知しなければなりません。

なお、事故の種類が気象災害の場合であって、被保険者が翌年以降に保険期間が開始する保険契約の基準収入金額の算定において別紙１の「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」の１の（３）の気象災害特例の適用を希望し、かつ、別紙１の「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」の１の（３）の②の対象農産物等が気象災害に被災したことの事実の確認資料として、別紙１の「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」の１の（３）の②ただし書のエの「収入保険の損害認定結果」を利用しようとするときは、対象農産物等の被災状況を確認できる画像を添付の上、通知しなければなりません。

ただし、価格低下又は為替変動により対象農産物等の種類ごとの農業収入金額が保険期間の見込農業収入金額の９割を下回る場合であって、被保険者がつなぎ資金の貸付けを希望するときは、被保険者は、通知対象事故として次に掲げる事項を全国連合会に通知しなければなりません。

—
(１) ～ (７) (略)

生じた場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を全国連合会に通知しなければなりません。

なお、事故の種類が気象災害の場合であって、被保険者が翌年以降に保険期間が開始する保険契約の基準収入金額の算定において別紙「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」の１の（３）の気象災害特例の適用を希望し、かつ、同（３）の②の対象農産物等が気象災害に被災したことの事実の確認資料として、同（３）の②ただし書のエの「収入保険の損害認定結果」を利用しようとするときは、対象農産物等の被災状況を確認できる画像を添付の上、通知しなければなりません。

(１) ～ (７) (略)

また、第22条第４号ただし書②の申し出があった対象農産物等について、復旧の努力をしたにもかかわらず、作付けができないことが事実となったときは、遅滞なく以下のことを通知しなければなりません。

ア 気象災害に被災したことの事実

次のいずれかを添付します。

(ア) 市町村長が交付する被災証明

(イ) 都道府県が交付する被災状況を明らかにするもの

(ウ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が交付する被災状況を明らかにするもの

(エ) 被災状況を確認できる画像

2 <u>被保険者は、第22条第4号ただし書②の申し出を行った対象農産物等について、復旧の努力をしたにもかかわらず、作付けができないことが確実となったときは、遅滞なく以下のことを通知しなければなりません。</u> （1）<u>気象災害に被災したことの事実</u> <u>次のいずれかを添付します。</u> ① <u>市町村長が交付する被災証明</u> ② <u>都道府県が交付する被災状況を明らかにするもの</u> ③ <u>農業協同組合又は農業協同組合連合会が交付する被災状況を明らかにするもの</u> ④ <u>被災状況を確認できる画像</u> ⑤ <u>園芸施設共済等の損害認定結果</u> （2）<u>復旧努力と復旧できない事実</u> <u>作付け期までに復旧できなかった理由、取組状況及びこれらを裏付ける資料</u> 3 <u>全国連合会は、被保険者が連続する3年の保険期間の各期間において、保険期間内に第28条第1項に規定する営農計画の変更の通知又は事故発生の通知を怠っていた場合、営農計画の変更の通知又は事故発生の通知を怠った3年目の保険期間の終了日の翌日から保険期間が開始する保険契約について、第42条第1項第2号④に基づき保険契約を解除します。</u> 第5節 保険金及び特約補填金の請求及び支払 （保険金及び特約補填金の請求等）	<u>（オ）園芸施設共済等の損害認定結果</u> <u>イ 復旧努力と復旧できない事実作付け期までに復旧できなかった理由、取組状況及びこれらを裏付ける資料</u> （新設） （新設） 第5節 保険金及び特約補填金の請求及び支払 （保険金及び特約補填金の請求等）
--	--

第31条 （略） 2 （略） （１）～（６） （略） （削る。） 3 （略） 4 <u>全国連合会は第１項により申告書の提出があった場合は、営農計画の変更の通知又は事故発生通知がなされているかその他の第20条の免責事由に該当しないかを確認するものとし、その結果、営農計画の変更の通知又は事故発生通知を怠っていた場合その他の同条の免責事由に該当すると認められる場合は、保険金等を免責するものとします。その場合、別紙２「免責事由に該当する場合の保険金及び特約補填金の計算方法」に基づき保険金等を計算します。</u> 5 （略） 6 被保険者は、全国連合会に対し、第１項の申告書を提出する際又は前項の通知を受けてから１月以内に、保険金等<u>（第４項の規定による免責が適用される場合は、同項に基づき計算された保険金等）</u>の請求書を提出して保険金等の請求をすることができます。 7 全国連合会は、被保険者が第１項の申告書を提出する際に保険金等の請求をする場合にあつては申告書の受理日から１月以内に、<u>第５項</u>の通知を受けて保険金等の請求をする場合にあつては当該請求を受けた日から２週間以内に、保険金等の支払を行います。ただし、保険金等を支払うために必要な確認をするために相当の期間を要する場合はこの限りではありません。 8 特約補填金については、第25条<u>第１項第２号</u>の支払期限までに積立金の全額が支払われ、かつ、当該支払期限の日から特約補填金の支払を受けるまでの間において取り崩されていない場合に限り、支払います。ただし、やむを得ない事由により、被保険者が当該金額を当該支払期限ま	第31条 （略） 2 （略） （１）～（６） （略） <u>（７）保険期間における野菜価格安定対策事業（価格低下を補填する事業）の交付金の受取りの有無</u> 3 （略） 4 （新設） 4 （略） 5 被保険者は、全国連合会に対し、第１項の申告書を提出する際又は前項の通知を受けてから１月以内に、保険金等の請求書を提出して保険金等の請求をすることができます。 6 全国連合会は、被保険者が第１項の申告書を提出する際に保険金等の請求をする場合にあつては申告書の受理日から１月以内に、<u>第４項</u>の通知を受けて保険金等の請求をする場合にあつては当該請求を受けた日から２週間以内に、保険金等の支払を行います。ただし、保険金等を支払うために必要な確認をするために相当の期間を要する場合はこの限りではありません。 7 特約補填金については、第25条の支払期限までに積立金の全額が支払われ、かつ、当該支払期限の日から特約補填金の支払を受けるまでの間において取り崩されていない場合に限り、支払います。ただし、やむを得ない事由により、被保険者が当該金額を当該支払期限までに全国連合
---	--

でに全国連合会に支払っていない場合はこの限りではありません。 (第三者に対する権利の取得) 第32条 全国連合会は、保険金等を支払ったときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権（以下この条において「被保険者債権」といいます。）について当然に被保険者に代位します。 (1) ・ (2) (略) 2 (略) 第6節 つなぎ資金の貸付け (貸付対象者等) 第33条 つなぎ資金の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」といいます。）は、被保険者のうち、保険金等の支払が見込まれる者（ただし、次に掲げる者を除きます。）とします。 (1) ・ (2) (略) 2 (略) (つなぎ資金の貸付けの申出) 第34条 貸付対象者であって、つなぎ資金の貸付けを希望するものは、第29条第1項及び第2項の事故発生通知の際に、全国連合会に申し出るものとします。 2 (略)	会に支払っていない場合はこの限りではありません。 (第三者に対する権利の取得) 第32条 全国連合会は、保険金等を支払ったときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権（以下この条において「被保険者債権」という。）について当然に被保険者に代位します。 (1) ・ (2) (略) 2 (略) 第6節 つなぎ資金の貸付け (貸付対象者等) 第33条 つなぎ資金の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」といいます。）は、被保険者のうち、保険金等の支払が見込まれる者（ただし、次に掲げる者を除きます。）とします。<u>ただし、野菜価格安定対策事業（価格低下を補填する事業）の同時利用の特例の適用を受けている被保険者からつなぎ資金の貸付けの申出があった場合、野菜価格安定対策事業（価格低下を補填する事業）の対象となっている対象農作物等の価格低下のみによる収入減少については対象としません。</u> (1) ・ (2) (略) 2 (略) (つなぎ資金の貸付けの申出) 第34条 貸付対象者であって、つなぎ資金の貸付けを希望するものは、第29条の事故発生通知の際に、全国連合会に申し出るものとします。 2 (略)
--	---

(1) 保険方式のみの場合

貸付限度額＝保険金支払概算額×0.8

保険金支払概算額＝（保険限度額－保険期間中の農業収入概算額）
×保険方式の支払率

※ ただし、保険方式の補償の下限を設定した場合の保険金支払概算額は、次の式によって算定される金額を限度とします。（次号①において同じ。）

基準収入金額×（保険方式の補償限度－保険方式の補償の下限）
×保険方式の支払率

(2) (略)

3～6 (略)

(つなぎ資金の償還及び返還)

第35条 (略)

2～4 (略)

5 被保険者が正当な理由がないのに第1項第2号又は第2項から前項までの規定により定められた期日までに当該金額（当該保険期間の前年以前の保険関係に係るものを含みます。）を償還又は返還しなかった場合は、当該金額と当該被保険者の積立金を相殺するものとします。

6 (略)

第7節 その他

(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)

第36条 (略)

2～7 (略)

(削る。)

(1) 保険方式のみの場合

貸付限度額＝保険金支払概算額×0.8

保険金支払概算額＝（保険限度額－保険期間中の農業収入概算額）
×保険方式の支払率

※ ただし、保険方式の補償の下限を設定した場合の保険金支払概算額は、次の式によって算定される金額を限度とします。（第2号①において同じ。）

基準収入金額×（保険方式の補償限度－保険方式の補償の下限）
×保険方式の支払率

(2) (略)

3～6 (略)

(つなぎ資金の償還及び返還)

第35条 (略)

2～4 (略)

5 被保険者が正当な理由がないのに第1項第2号又は第2項から第4項までの規定により定められた期日までに当該金額（当該保険期間の前年以前の保険関係に係るものを含みます。）を償還又は返還しなかった場合は、当該金額と当該被保険者の積立金を相殺するものとします。

6 (略)

第7節 その他

(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)

第36条 (略)

2～7 (略)

8 第1項及び第2項の権利義務の承継は、全国連合会による前項の承諾の時からその効力を生じます。

(保険期間開始日前の農業経営の承継又は譲渡) 第37条 (略) <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>①</u> (略) <u>②</u> (略) 2・3 (略) 4 (略) <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>①</u> (略) <u>②</u> (略)	(保険期間開始日前の農業経営の承継又は譲渡) 第37条 (略) <u>①</u> (略) <u>②</u> (略) <u>③</u> (略) <u>④</u> (略) <u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) 2・3 (略) 4 (略) <u>①</u> (略) <u>②</u> (略) <u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略)
(保険契約の失効) 第38条 保険契約の締結の後、次に掲げる事由が生じた場合は、当該事由が生じた日に保険契約は効力を失います。この場合において、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還します。また、全国連合会は、既に支払われた保険料については全額を返還し、既に支払われた事務費については<u>月割をもって計算した保険期間の未経過分に相当する金額を返還</u>します。 (1) (略) (2) 被保険者が廃業し、<u>かつ</u>、第36条第2項の規定による権利義務の承継がされなかったこと。 2 (略)	(保険契約の失効) 第38条 保険契約の締結の後、次に掲げる事由が生じた場合は、当該事由が生じた日に保険契約は効力を失います。この場合において、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還します。また、全国連合会は、既に支払われた保険料については全額を返還し、既に支払われた事務費については<u>保険期間の未経過分に相当する金額を月割で計算した金額を返還</u>します。 (1) (略) (2) 被保険者が廃業し、第36条第2項の規定による権利義務の承継がされなかったこと。 2 (略)

(全国連合会による保険契約の解除) 第42条 (略) (1)・(2) (略) (3) 保険料、積立金又は事務費の不払 ① 被保険者が正当な理由がないのに第25条第1項第1号①アの規定による保険料の支払、同号①イ(ア)の規定による第1回目の分割保険料の支払若しくは同項第2号の規定による積立金の支払又は同項第3号の規定による事務費の支払(第28条第6項において準用する場合も含みます。)を遅滞した場合 ② 第25条第1項第2号の規定により定められた積立金の支払期限後に、第35条第5項の規定に基づき相殺したことにより積立金に不足が生じた場合 (4) (略) 2～5 (略) 6 第1項の規定により保険契約を解除した場合は、全国連合会は、保険期間開始日の前日までに解除する場合を除き、既に支払われた保険料及び事務費は返還しません。ただし、<u>次の場合は、既に支払われた保険料の全額及び既に支払われた事務費の月割をもって計算した保険期間の未経過分に相当する金額を返還します。</u> <u>(1) 第28条第3項又は第29条第3項の規定により保険契約が解除された場合</u> <u>(2) 第1項第4号の規定により保険契約が解除された場合</u> 7 第1項第1号から第3号までの規定による保険契約の解除をした場合であっても、被保険者は、まだ支払っていない保険料及び事務費を支払わなければなりません。<u>ただし、次の場合を除きます。</u> <u>(1) 第25条第1項第1号①アの規定による保険料の支払、同号①イ(ア)の規定による第1回目の分割保険料の支払及び同項第3号①の規定による事務費の支払を遅滞し、第1項第3号の規定により保険契約が解</u>	(全国連合会による保険契約の解除) 第42条 (略) (1)・(2) (略) (3) 保険料、積立金又は事務費の不払 ① 被保険者が正当な理由がないのに第25条第1号①アの規定による保険料の支払、同号①イ(ア)の規定による第1回目の分割保険料の支払若しくは同条第2号の規定による積立金の支払又は同条第3号の規定による事務費の支払(第28条第5項において準用する場合も含みます。)を遅滞した場合 ② 第25条第2号の規定により定められた積立金の支払期限後に、第35条第5項の規定に基づき相殺したことにより積立金に不足が生じた場合 (4) (略) 2～5 (略) 6 第1項の規定により保険契約を解除した場合は、全国連合会は、保険期間開始日の前日までに解除する場合を除き、既に支払われた保険料及び事務費は返還しません。ただし、<u>第1項第4号の規定による保険契約の解除をした場合は、既に支払われた保険料の全額及び既に支払われた事務費の保険期間の未経過分に相当する金額を月割で計算した金額を返還します。</u> 7 第1項第1号から第3号までの規定による保険契約の解除<u>(同項第3号の規定による解除のうち、第25条第1号①アの規定による保険料の支払、同号①イ(ア)の規定による第1回目の分割保険料の支払及び同条第3号①の規定による事務費の支払を遅滞した場合における解除を除きます。)</u>をした場合であっても、被保険者は、まだ支払っていない保険料及び事務費を支払わなければなりません。
--	---

<u>除された場合</u> (2) <u>第28条第3項又は第29条第3項の規定により保険契約が解除された場合</u> 第7節 その他 (時効) 第44条 被保険者が保険金等を請求する権利は、保険期間終了日（第31条第6項の規定により保険金等の請求をした場合は、同条第7項の保険金等の支払期限）の翌日から起算して3年間行わないときは、時効によって消滅します。 2 被保険者が保険料、積立金又は事務費の返還を請求する権利は、第25条第2項（第28条第6項において準用する場合を含みます。）の規定による場合にあっては、その返還の期限の翌日から、その他の場合にあっては、その返還の事由の生じた日の翌日から起算して3年間行わないときは、時効によって消滅します。 3 (略) 第3章 任意共済に係る再保険事業及び保険事業 第1節 通則 (事務費の賦課) 第48条の2 (略) 2 前項の規定による賦課金（以下「<u>賦課金</u>」といいます。）の金額は、第48条第1項第2号、第3号及び第4号の再保険料又は保険料に総会で定める一定の率を乗じて得た金額とします。 3・4 (略)	第7節 その他 (時効) 第44条 被保険者が保険金等を請求する権利は、保険期間終了日（第31条第5項の規定により保険金等の請求をした場合は、同条第6項の保険金等の支払期限）の翌日から起算して3年間行わないときは、時効によって消滅します。 2 被保険者が保険料、積立金又は事務費の返還を請求する権利は、第25条第2項（第28条第5項において準用する場合を含みます。）の規定による場合にあっては、その返還の期限の翌日から、その他の場合にあっては、その返還の事由の生じた日の翌日から起算して3年間行わないときは、時効によって消滅します。 3 (略) 第3章 任意共済に係る再保険事業及び保険事業 第1節 通則 (事務費の賦課) 第48条の2 (略) 2 前項の規定による賦課金（以下「<u>賦課金</u>」という。）の金額は、第48条第1項第2号、第3号及び第4号の再保険料又は保険料に総会で定める一定の率を乗じて得た金額とします。 3・4 (略)
---	---

別紙 1 (第10条、第21条、第24条、第28条、第29条関係) 基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法 (略) 1 (略) (1) ・ (2) (略) (3) (略) ① (略) ② (略) ア～ウ (略) エ 収入保険の損害認定結果（第29条第 1 項及び第 2 項の規定による通知に、対象農産物等の被災状況を確認できる画像が添付されている場合に限ります。なお、令和 5 年以前の収入保険における同条の規定による通知については、画像の添付は不要です。） 2 (略) 別紙 2（第31条関係） 免責事由に該当する場合の保険金及び特約補填金の計算方法 <u>免責事由に該当する場合の保険金及び特約補填金は、免責事由に該当する保険契約ごとに、免責を適用しない場合の保険金及び特約補填金から全国連合会が決定した免責額を差し引いた金額とします。</u> <u>ただし、事故発生通知又は営農計画の変更通知に係る免責事由に該当する場合であって、次の（1）又は（2）に該当する場合の保険金及び特約補填金は、次の（1）又は（2）のそれぞれに定める方法により計</u>	別紙 基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法 (略) 1 (略) (1) ・ (2) (略) (3) (略) ① (略) ② (略) ア～ウ (略) エ 収入保険の損害認定結果（第29条の規定による通知に、対象農産物等の被災状況を確認できる画像が添付されている場合に限ります。なお、令和 5 年以前の収入保険における同条の規定による通知については、画像の添付は不要です。） 2 (略) (新設)
--	---

算した金額とします。

(1) 保険期間内に主たる対象農産物等（※1）に係る事故発生通知がなされなかった場合

次の方法により、保険期間中の農業収入金額を調整し、保険金及び特約補填金を計算します。

① 保険期間内に主たる対象農産物等に係る事故発生通知がなされない場合

免責事由に該当する対象農産物等の保険期間中の農業収入金額（調整後）

＝被保険者から申告のあった対象農産物等の保険期間中の農業収入金額＋当該対象農産物等の減収金額（※2）

② 保険期間内に主たる対象農産物等に係る事故発生における主な収入減少要因（※3）の通知がなされない場合

免責事由に該当する対象農産物等の保険期間中の農業収入金額（調整後）

＝被保険者から申告のあった対象農産物等の保険期間中の農業収入金額＋当該対象農産物等の減収金額×1／2

※1 主たる対象農産物等とは、当該対象農産物等の見込農業収入金額が当該被保険者の見込農業収入金額の2割以上を占める対象農産物等を指します。

※2 対象農産物等の減収金額とは、次の式によって算定される金額とします。

対象農産物等の減収金額

＝免責事由に該当する対象農産物の見込農業収入金額－当該対象農産物等の実績農業収入金額

※3 主な収入減少要因とは、価格下落、為替変動を除く収入減少要因のうち、当該対象農産物等に係る収入減少金額総額に対する寄与度（当該要因による当該対象農産物等の収入減少金額／当該対象農産物等の収入減少金額全額）が最も高い要因を指します。

（２）保険期間内に営農計画の変更の通知がなされなかった場合

次の方法により、保険金及び特約補填金を計算します。

① 実際の営農計画に基づき算定される仮の基準収入金額が、保険期間終了時点の基準収入金額より高い場合

保険期間終了時点の営農計画及び基準収入金額に基づき、保険金及び特約補填金を計算します。

② 実際の営農計画に基づき算定される仮の基準収入金額が、保険期間終了時点の基準収入金額より低い場合

以下の式により算定される免責額を保険金及び特約補填金から差し引きます。

免責額＝保険期間終了時点の基準収入金額に基づき算定される保険金及び特約補填金の合計額－実際の営農計画に基づき算定される仮の基準収入金額に基づき算定される保険金及び特約補填金の合計額

また、連続する保険期間において、営農計画の変更の通知がなされなかった場合は、以下の式により算定される追加の免責額を②の免責額に加算します。

追加の免責額

＝②の免責額×連続する保険期間において営農計画の変更の通知がなされなかった期間の年数に応じて定める割合（※４）

※4 連続する保険期間において営農計画の変更の通知がなされなかった期間の年数に応じて定める割合

<u>連続して営農計画の変更通知がなされなかった保険期間の年数</u>	<u>2年</u>	<u>3年</u>
<u>適用する免責割合</u>	<u>10%</u>	<u>20%</u>

附 則（平成30年 3 月12日農林水産省指令29経営第3332号）

1. （略）
（削る。）

（削る。）

2. （略）
（削る。）

（削る。）

附 則（平成30年 3 月12日農林水産省指令29経営第3332号）

1. （略）
2. 令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年12月31日までの間に保険期間が開始する保険関係（当該保険関係の保険期間において第 4 条第 1 項第 4 号ただし書②に掲げる事業を利用した場合に限る。）は、同号ただし書の初年の保険関係とみなす。
3. 令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年12月31日までの間に保険期間が開始する保険関係（初年の保険関係に引き続いて加入申請を行う場合に成立する保険関係であって、初年の保険関係の保険期間及び当該保険関係の保険期間において第 4 条第 1 項第 4 号ただし書②に掲げる事業を利用したものに限る。）に引き続いて加入申請を行う場合に成立する保険関係の保険期間については、当該事業を利用することができるものとする。
4. （略）
5. 令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年12月31日までの間に保険期間が開始する保険関係（当該保険関係の保険期間において第 4 条第 1 項第 4 号ただし書②に掲げる事業を利用した場合に限る。）に引き続いて加入申請を行う場合の第 2 1 条第 1 項の規定の適用については、同項中「前々月の末日」とあるのは、「前月の末日」とする。
6. 令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年12月31日までの間に保険期間が開始する保険関係（初年の保険関係に引き続いて加入申請を行う場合に成立する保険関係であって、初年の保険関係の保険期間及び当該保険関係の保険期間において第 4 条第 1 項第 4 号ただし書②に掲げる事業を利用した

(削る。)	<u>ものに限る。)</u>に引き続いて加入申請を行う場合の第21条第1項及び第21条の2第2項の規定の適用については、同項中「前々月の末日」とあるのは、「<u>前月の末日</u>」とする。
(削る。)	7. <u>令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に保険期間が開始する保険関係（当該保険関係の保険期間において第4条第1項第4号ただし書②に掲げる事業を利用したものに限る。）に引き続いて加入申請を行う場合の第21条第1項及び第21条の2第2項の規定の適用については、同項中「前々月の末日」とあるのは、「前月の末日」とする。</u> 8. <u>令和元年台風第15号及び同年台風第19号による災害が発生した時に</u> <u>いて、当該災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され</u> <u>た市区町村の区域内に住所を有していた者のうち、保険期間開始日が令</u> <u>和2年3月末日以前である保険契約の被保険者に係る第25条第1項に規</u> <u>定する保険料、積立金及び事務費の支払期限についての同項の規定の適</u> <u>用については、同項中「保険期間開始日の属する月の前月の末日」とあ</u> <u>るのは「保険期間開始日から起算して3月を経過する日」と、「8月を</u> <u>経過する日」とあるのは「11月を経過する日」と、「8月後であるとき</u> <u>」とあるのは「11月後であるとき」と、「8月後の末日」とあるのは「</u> <u>11月後の末日」とする。</u>

附 則（第24次変更、令和8年7月22日農林水産省指令8経営第1030号）

この規程の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日から施行し、令和8年1月1日以後に保険期間が開始する収入保険の保険契約から適用する。